



2026年2月12日

No.VNM_047

ベトナムにおけるフィンテック業界の法規制の現状と展望 ～国際金融センター（IFC）設立を踏まえて～

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 入江 克典

弁護士／ベトナム外国弁護士 及川 泰輔

ベトナム社会主義共和国弁護士* マイ・ティ・ゴック・AIN

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

近年、ベトナムでは「フィンテック（FinTech: 金融【Finance】と技術【Technology】を組み合 わせた造語で、ITを活用した新しい金融サービスや技術を意味します）」業界が目覚ましい成長を遂げています。民間調査会社による市場分析によれば、ベトナムにおけるフィンテック市場規模は、2029年までに417億6,000万米ドルに達し、2024年から2029年にかけて年平均成長率20.23%で拡大すると予測されています¹。ハノイやホーチミン市では、屋台料理から高級品の購入に至るまで、あらゆる場面でQRコード決済が日常的に使われるようになっており、このようなベトナムの劇的な変化は、「キャッシュレス化」の転換点を越えたことを示すものかもしれません。

このような動向を受け、ベトナムではフィンテック分野に関する法整備が急速に進められています。特に2024年以降には、キャッシュレス決済に関する政令（No.52/2024/ND-CP、以下「政令第52号」といいます）、特定のフィンテック分野におけるサンドボックス制度を定める政令（No.94/2025/ND-CP、以下「政令第94号」といいます）、暗号資産市場の試験的導入に関する

¹ Mordor Intelligence の調査に基づきます<<https://www.mordorintelligence.com/ja/industry-reports/vietnam-fintech-market>>（最終閲覧 2025年11月26日）

国会決議（No.05/2025/NQ-CP、以下「決議第 5 号」といいます）などが相次いで施行されました。

さらに、2025 年末には、決議 No.222/2025/QH15 号（以下「決議第 222 号」といいます）に基づき、国際金融センター（International Financial Centre : IFC）プロジェクトが正式に開始されました。このプロジェクトは、ベトナムを革新的な金融ハブとして位置付けるとともに、ベトナム国内市場をグローバルな金融ネットワークへとシームレスに接続することを目的としています。

本ニュースレターでは、まずベトナムにおけるフィンテック分野を規制する現行の法的枠組みについて、特に参入要件に焦点を当てて概観した上で、IFC の設立を踏まえた今後の展望について検討します。

2. ベトナムにおけるフィンテック分野の参入条件

（1）キャッシュレス決済

キャッシュレス決済に関する政令第 52 号は、2024 年 7 月 1 日に施行されました。

政令第 52 号で規制される「決済仲介サービス」には、（国際）金融スイッチングサービス²、電子決済サービス、電子ウォレットサービス、集金・支払支援サービス³、電子決済ゲートウェイサービス⁴が含まれます（第 22 条第 1 項）。

銀行又は外国銀行支店以外の組織が決済仲介サービスを提供する場合には、特定のライセンスを取得する必要があります（同条第 2 項）。

当該ライセンスを取得する上での主要な条件は、以下のとおりです。

➤ 最低定款資本金：

電子ウォレットサービス、集金・支払支援サービス及び電子決済ゲートウェイサービスにつき

² 金融スイッチングサービスとは、決済サービス提供者、クレジットカード発行免許を有するファイナンス会社及び決済仲介サービス提供者間の国内決済取引における電子データの接続、伝送及び処理のための技術的インフラを提供するサービスをさします（政令第 52 号第 3 条第 13 項）。

³ 集金・支払支援サービスとは、支払口座又は銀行カードを有する顧客に対し、電子データの受領・処理、引落／支払の結果計算、引落／支払の取消し及び関係当事者に支払を行うサービスをさします（政令第 52 号第 3 条第 17 項）。

⁴ 電子決済ゲートウェイサービスとは、顧客又は決済受入機関及び銀行、外国銀行支店、クレジットカード発行免許を有するファイナンス会社又は決済仲介サービス提供者との間で決済手段を用いて行われる決済取引のための電子データの接続、伝送及び処理に関する技術的インフラを提供するサービスをさします（政令第 52 号第 3 条第 18 項）。

500 億ベトナムドン、（国際）金融スイッチングサービス及び電子決済サービスにつき 3000 億ベトナムドン（同項 b）

➢ 人員要件：

①組織の法定代表者及び CEO が経済学、経営学、法学又は情報技術分野における大学卒以上の学位を有し、かつ金融機関又は銀行機関における管理職若しくは執行役員としての 5 年以上の実務経験を有し、かつ法令で定める禁止事由に該当しないこと、②COO 及び決済仲介サービス提供スキームの実施に携わる主要スタッフが経済学、経営学、法学、情報技術又はその職務に関連する分野における大学卒業以上の学位を有していること（同項 d）

➢ ライセンスの有効期間：

10 年間（第 24 条第 5 項）

なお、決済仲介サービス以外のキャッシュレス決済手段（小切手、支払指図、取立指図、取立・支払サービス、銀行カード、送金サービスなど）を提供することができるのは、特定のライセンスを取得した銀行、人民信用基金、マイクロファイナンス機関、公営郵便事業者に厳格に限定されます（第 3 条第 3 項、第 17 条及び第 18 条）。

（2）オープン API、信用スコアリング、P2P レンディング

政令第 94 号は、金融技術ソリューションの適用による新たな商品、サービス及びビジネスモデルの提供のための銀行分野における規制サンドボックス（新技術やビジネスモデルの実証試験を、既存の規制の枠外で一時的に行うことを許可する制度）を正式に設けた政令（第 1 条第 1 項参照）であり、2025 年 7 月 1 日に施行されました。規制サンドボックスの対象となるフィンテックソリューションは、オープン API を介したデータ共有⁵、信用スコアリング⁶、P2P レンディング⁷の 3 つとなります（同条第 2 項）。

⁵ オープン API とは、信用機関、外国銀行支店、フィンテック企業その他の第三者のコンピュータシステムが、当該オープン API を共有する信用機関及び外国銀行支店のシステムにサービス要求を送信するために使用できる標準化された API 群をさします（政令第 94 号第 3 条第 5 項）。

⁶ 信用スコアリングとは、信用機関、外国銀行支店及びフィンテック企業が、個人または組織の信用力を評価し、信用機関及び外国銀行支店の与信決定を支援するための情報技術システム応用ソリューションをさします（政令第 94 号第 3 条第 6 項）。

⁷ P2P レンディングとは、会社が提供する情報技術応用ソリューションであり、借主である顧客と貸主との間で、デジタルプラットフォームを介した情報の接続及び契約締結の支援を行うものをさします。なお、P2P レンディングで使用される通貨はベトナムドンに限定されています（政令第 94 号第 3 条第 3 項）。

参加資格のある事業体は、参加の承認を得た信用機関、外国銀行支店及びフィンテック企業など⁸であり、一定の期間（最長 2 年、更新可能）・場所（ベトナム国内に限定され、越境での実施は認められません）・範囲において試験を実施することができます（第 2 条及び第 6 条）。

フィンテック企業がサンドボックス制度に参加するための条件は、以下のとおりです。

- フィンテックソリューションが革新性と商業的な実現可能性を実証し、リスク管理及び消費者保護のための包括的な枠組みによって支えられていること（第 8 条第 1 項及び第 2 項）。
- 人員要件：法定代表者及び CEO が経済学、経営学、法学又は情報技術分野における大学卒以上の学位を有し、金融又は銀行部門に属する組織で少なくとも 2 年の管理者としての経験を有し、かつ法律により特定の役職の就任が禁止されている者に該当しないこと（第 8 条第 2 項 b）。

また、P2P レンディングについては、上記 2 要件に加えて、より厳格かつ複雑な要件を課しています。具体的には、以下のとおりです。

- 外資要件：ベトナム国内企業のみが参加を認められ、外資企業⁹が参加することはできないこと（第 11 条第 2 項 a）。
- 人員要件：法定代理人及び CEO はベトナム国籍を有すること。また、質屋、マルチ商法企業、無認可の相互金融組織の所有・経営に関与しておらず、他の信用機関や決済仲介機関の役員を務めないこと（同項 b）。
- 非保管要件：全ての資金移動（融資実行・返済）は、銀行口座又は電子ウォレット経由で直接行われ、P2P プラットフォームは資金を保有しないこと（同条第 1 項 b）。
- 貸付期間は、2 年を超えないこと（同項 c）。
- プラットフォーム事業者は、各債務者の負債残高を遵守させるため、国家信用情報センターに照会すること（同項 a）。
- サーバー及びデータ保管システムを物理的にベトナム国内に設置し、継続性を確保するための冗長化システムを整備すること（同条第 2 項 d）。

（3）暗号資産

⁸ ただし、信用機関及び外国銀行支店による P2P レンディングへの参入は認められていません（政令第 94 号第 2 章第 2 節参照）。

⁹ 外資企業の具体的な要件は明らかではありません。ベトナム投資法と同一の条件だとすれば、外国投資家が出資比率の 50% を超えて保有するかが一つの基準となります（ベトナム投資法第 23 条）。

ベトナム政府は、2025年6月14日に可決したデジタル技術産業法（No.71/2025/QH15）において、ベトナム国内で初めて暗号資産の定義規定を設け、暗号資産が合法な資産であることを明らかにしました。さらに、2025年9月9日、ベトナム政府は、決議第5号を可決し、国家管理下における5年間の暗号資産市場を試験的に導入しました。

決議第5号において重要なポイントは、以下のとおりです。

ア 試験的スキームにおける発行・取引の制限

決議第5号は、国内の個人投資家を保護するため、一次市場に「外国人限定」の制限を課しています。

- 暗号資産は、有価証券及び法定通貨を除く実物資産を裏付けとする必要があること（第5条第2項）。
- 発行者は、正式に設立されたベトナム企業である必要があること（第5条第1項）
- 本試験的スキーム下で発行された暗号資産は、外国投資家間でのみ取引することができる（第6条第1項及び第2項）。
- 暗号資産は、交換又は投資目的でのみ使用可能であり、商品・サービスの支払手段としての使用は禁止されること（第4条第8項参照）。
- 暗号資産に関する取引は、全てベトナムドンで行わなければならないこと（第4条第7項）。

イ ライセンス基準

決議第5号は、暗号資産サービスを行うためのライセンスを取得するための条件を定めており、全ての暗号資産取引は、財務省から認可を受けた暗号資産サービスプロバイダーを通じて行う必要があるものと規定されています（第7条第3項）。

当該ライセンスを取得するまでの主要な条件は、以下のとおりです。

- 外資規制：外国投資家による出資が定款資本の49%を超えないこと。
- 株主要件：定款資本の65%以上を法人（ただし、過去2年間黒字経営を維持しているものに限る）が占め、その内35%超を2社以上の特定業種の企業（商業銀行、証券会社、ファンドマネジメント会社、保険会社又はテック企業）から出資を受けること。
- 最低定款資本金：10兆ベトナムドン

- 人員要件：①CEO が金融、証券、銀行、保険又はファンドマネジメント分野で事業を行う組織の運営部門において、少なくとも 2 年以上の実務経験を有すること、②CTO が金融、証券、銀行、保険、投資信託運用分野又は技術分野で事業を行う組織の情報技術部門における 5 年以上の実務経験を有すること、③10 名以上の技術スタッフがサイバー情報セキュリティ法（No.86/2015/QH13）第 50 条に準拠したサイバーセキュリティ研修の修了証書または資格証書を有すること、④10 名以上の他の業務スタッフが証券業務免許を有すること。

(4) 小括

フィンテック事業における各参入条件の概要を以上の現行法令に従ってまとめると、以下の表のとおりです。

【表：現行法令上フィンテック企業により営業可能なフィンテック事業一覧】

	キャッシュレス決済		オープンAPI	信用スコアリング	P2Pレンディング	暗号資産	
	金融スイッチング・電子決済	その他キャッシュレス決済関連					
主な根拠法令	政令第 52 号		政令第 94 号			決議第 5 号	
外資規制	法令上制限なし		法令上制限なし		外資企業の出資不可	外国投資家による出資は定款資本金の 49% 以下まで	
株主要件	法令上明記なし		法令上明記なし			出資の 65% 以上を法人（過去 2 年黒字経営維持）が占め、内 35% 超を 2 社以上の特定業種（商業銀行など）から出資	
最低定款資本金	3,000 億ベトナムドン (VND)	500 億 VND	法令上明記なし			10 兆 VND	
最低人員要件	あり（法定代表者、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、主要スタッフ）		あり（法定代表者 /CEO、（P2P レンディングの場合は）技術スタッフ）		あり（CEO、最高技術責任者（CTO）、技術スタッフ・他の業務スタッフ）		
有効期間	10 年（更新可）		2 年（更新可）		試験運用期間：5 年		

(出典：筆者作成)

3. IFCの制度構想

(1) 概要

2025 年 9 月 1 日、IFC プロジェクトを定める決議第 222 号が発効しました。この構想を具体化するため、2025 年末までに 8 つの政令（No.323/2025/ND-CP ~ No.330/2025/ND-CP、以下それぞれ「政令第 323 号」または「政令第 330 号」といいます）及び専門裁判所法（No.150/2025/QH15）が成立し、IFC のガバナンス、会員資格、許可される活動、優遇措置、労働・

移住の円滑化、インフラ開発及びフィンテック・デジタル資産などの革新分野向けの特別規制に関する詳細な規定が総合的に定められました。

(2) 参加主体

IFC の会員資格は、一部の金融機関¹⁰、非金融機関、コンサルティング会社、投資ファンド、フィンテック・デジタル資産関連企業を含む幅広い組織に解放されています（決議第 222 号第 3 条第 2 項）。

IFC の会員資格は、以下の 3 つのいずれかの方法にて取得可能となります。

ア 認定（承認）

世界及び地域を代表する有力企業については、迅速な認定手続の対象となります。具体的には、①フォーチュン・グローバル 500 に掲載されている企業（又はその直接の親会社）などのグローバル大手企業、及び、②銀行・証券会社・保険会社を除く、当該国における金融機関の資産規模上位 10 社が含まれます。

イ ライセンス

高リスクの金融業務（具体的には、証券、保険・再保険及び保険ブローカー業）を行う規制対象の子会社は、IFC 執行機関からライセンスを取得する必要があります（政令第 324 号第 16 条及び第 32 条）。

ウ 登録

その他、財務能力及び信用力に関する基準を満たし、かつ事業内容が IFC の発展方針に合致するフィンテック事業者及び資産運用関連事業者は、IFC 執行機関に対して会員登録を申請することができます。

なお、IFC で認められている商品及びサービスには、株式、債券、投資信託証券、金融デリバティブ、資産運用、保険・再保険、銀行業務・外国為替、グリーンファイナンス、カーボンクレジット、フィンテック、デジタル資産、その他政府規制の対象となる商品・サービスが含まれます（決議第 222 号第 3 条第 10 項）。

¹⁰ 商業銀行、外国銀行支店、証券会社、保険企業及び再保険企業、投資及び資産管理基金、市場インフラ組織がこれに該当します。

(3) 会員が享受し得るインセンティブ

決議第 222 号及び関連政令によれば、IFC の会員には、以下に掲げるインセンティブが与えられます。

- オフショア資金調達の自由化（決議第 222 号第 11 条第 1 項 b、政令第 329 号第 87 条） :

IFC 会員は、ベトナム国家中央銀行の事前承認を得ることなく、報告又は届出を条件として、オフショア資金調達を含め、自由に資金調達・資金移動させることができます。

- IFC 区域内における法人所得税の優遇措置（決議第 222 号第 19 条第 1 項、政令第 324 号第 7 条） :

IFC 内の優先分野への投資については、法人所得税につき、30 年間にわたり 10% の優遇税率が適用されます。さらに、最初の 4 年間は免税、その後の 9 年間は 50% の減税が適用されます。

IFC 内の非優先分野への投資については、法人所得税につき、15 年間にわたり 15% の税率が適用され、最初の 2 年間は免税、その後の 4 年間は 50% の減税が適用されます。

- 個人所得税の減免（決議第 222 号第 19 条第 2 項） :

IFC に勤務する専門家、管理者、科学者、高度な資格を有する人材につき、2030 年 12 月 31 日まで給与所得に対する個人所得税が免除されます。また、キャピタルゲイン税につき、個人投資家は、2030 年末まで IFC 会員に対する持分又は株式譲渡から生じる個人所得税が全額免除されます。

- 投資登録証明書（IRC）取得・企業の合併・買収（M&A）承認手続の免除（決議第 222 号第 11 条第 2 項 b、c） :

IFC 内に経済組織を設立する外国投資家は、IRC の取得が免除されます。IFC 会員への持分又は株式購入を行う外国投資家は、投資法第 26 条第 2 項の M&A 承認手続きが免除されます。

- 投資家・専門家などに対するビザなどの優遇・労働許可証の免除（決議第 222 号第 20 条） :

重要な投資家・高度専門家などには最長 10 年間有効のビザが発給される場合があります。

IFC に本部を置く機関・組織において長期間勤務する重要な投資家、専門家、特殊技能者、上級管理職は、政令第 327 号第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定める詳細な条件及び基準を満たす場合、迅速に永住権を取得できます。

また、政令第 325 号第 5 条に定める一定の資格基準を満たす外国人従業員は、労働許可証の取得が免除されます。

- 外国人労働者の採用手続免除（決議第 222 号第 21 条第 1 項） :

外国人労働者と現地労働者の比率に関する制限はありません。

また、IFC 会員については、外国人人材を採用するにあたり、現地人材の優先雇用や求人の事前公表を義務付ける規定は適用されません。

➤ インフラ整備・税関手続の迅速化（決議第 222 号第 23 条、第 28 条）：

IFC 内のプロジェクトについては、詳細な都市計画（縮尺 1／500）の策定及び建設許可の取得が免除され、適用技術の登録及び環境登録のみが必要となります。

また、IFC との間で輸出入される物品については、優遇措置の対象となり、政府により、IFC 向け及び IFC からの全ての輸出入貨物について円滑な通関手続が提供されます。

➤ フィンテック分野におけるイノベーション及びリスク管理のための特別な制度：

フィンテック分野では、技術、製品、サービス及びビジネスモデルについて、その特性や新規性に適合しない規制の適用が免除される可能性があり、さらに、事業経営において生じる一定の国家への損害賠償責任の免除又は第三者への一部補助が検討されることなどが規定されています（第 24 条）。

➤ 土地関連手続の簡素化：

ホーチミン市及びダナン市の人民委員会委員長には、IFC 会員に対する土地の割当、土地の賃貸、土地使用目的の変更、及び土地使用期間の延長・調整について、直接決定を行う権限が付与されています。

また、IFC 執行機関は、土地関連の行政手続における単一の窓口（ワンストップ窓口）として機能します（政令第 326 号第 3 条）。

➤ 国際仲裁センター及び専門裁判所制度：

IFC の制度枠組みにおいて、投資及び事業に関する紛争を取り扱うため、ホーチミン市に独立した国際仲裁センター及び専属の専門裁判所制度が設置されます（専門裁判所法第 7 条、政令第 328 号第 4 条）。国際仲裁センターの重要な特徴の一つとして、「権利放棄（waiver of right）」の制度が設けられており、当事者は契約により、仲裁判断の取消しを裁判所に求める権利を放棄することができます。これにより、仲裁判断の終局性が確保されます（政令第 328 号第 4 条）。

また、本制度は、司法の独立性を基本原則としつつ、国際的なベストプラクティスに整合する柔軟かつ迅速な手続を採用しています（専門裁判所法第 3 条及び第 6 条）。

➤ 準拠法：

外国当事者が少なくとも一方に含まれる取引については、IFC の制度枠組みにより、当事者は契約の準拠法として、ベトナム法、外国法又は国際商慣習を選択することが認められています（専門裁判所法第 6 条、決議第 222 号第 6 条）。

当事者が準拠法を特定しない場合には、専門裁判所は、当該紛争と最も密接な関連性を有する国の法令を適用します（専門裁判所法第 6 条）。

もっとも、不動産に関する事項については、当該不動産の所在地法が強行的に適用されます。また、外国法の適用が、ベトナムの公序又は基本的な法原則に反する結果をもたらす場合には、当該外国法は適用されない点にも留意が必要です（専門裁判所法第 6 条、決議第 222 号第 6 条）。

また、フィンテック分野では、技術、製品、サービス及びビジネスモデルについて、その特性や新規性に適合しない規制の適用が免除される可能性があり、さらに、事業経営において生じる一定の国家への損害賠償責任の免除又は第三者への一部補助が検討されることなどが規定されています（第 24 条）。

4. おわりに

以上のように、ベトナム政府は、フィンテック及び IFC に関する法令を通じて、従来存在していた外資規制や煩雑な行政手続といった障壁を取り払いました。このような立法枠組みは、ベトナムを地域金融ネットワークにおける重要な拠点として位置付けるための大きな一歩といえます。

たしかに電力インフラの整備や高度人材の育成といった課題は依然として残されているものの、免税から独立した司法制度に至るまでの特別な法的優遇措置は、投資先としてのベトナムの魅力を一層引き出すものとなっています。今後数年間は、これらの規制上のイノベーションが、ベトナムを世界トップクラスの金融ハブへと発展させることができるかを見極める重要な期間となるでしょう。

アジアプラクティスチームの最新情報 *2026/2/12時点

ホーチミンオフィスにて掲載中

[Legal Update] 「ベトナムにおけるビジネス環境の進化～外国投資貿易活動に関する政令草案からの示唆～」（2026年1月）

ニュースレター

- ベトナム : 「ベトナム M&A 戦略の法的論点～持分譲渡を活用した進出・撤退～」（2025年10月1日）
インド : 「仲裁判断の修正に関するインド最高裁の判決」（2025年9月1日）
台湾 : 「台湾国家安全法と国家核心重要技術」（2025年8月26日）

開催予定のセミナー

- インド : 「インドで日本企業の子会社が直面する税務と規制に関する諸問題」（2026年2月24日開催予定）
「Invest in Japan: Legal & Cultural Aspects」（2026年2月27日開催予定）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めています。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#) (パートナー、東京弁護士会)

Email: katsunori.irie@aplaw.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・AIN](#) (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)

Email: anh.mai@aplaw.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)

Email: keisuke.miyanishi@aplaw.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々（ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー）のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: ipg_vietnam@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office (A&S 大阪法律事務所) 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office (A&S 福岡法律事務所弁護士法人) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße (8th Floor) 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	